

第七十四回 帝國議會  
衆議院 森林法中改正法律案外一件委員會議錄(速記)第一回

付託議案  
森林法中改正法律案(政府提出)  
林業種苗法案(政府提出)

委員會成立

本委員會ハ昭和十四年一月七日(火曜日)議長ノ指名ヲ以テ左ノ通選定セラレタリ

小山邦太郎君

池田 清秋君

松浦周太郎君

吉平君

深澤

小山邦太郎君

伊藤 五郎君

村瀬 武男君

馬岡 次郎君

福井 甚三君

猪野毛利榮君

山川頼三郎君

中田 儀直君

北勝太郎君

伊禮 肇君

菊地養之輔君

伊藤 五郎君

木村 武雄君

同月八日(水曜日)午前十時三十分委員長理事互選ノ爲委員參集ス

其ノ氏名左ノ如シ

小山邦太郎君

池田 清秋君

松浦周太郎君

深澤 吉平君

卯尾田毅太郎君

小山田義孝君 篠原 義政君  
中田 儀直君 伊東 岩男君  
松尾 四郎君 山川頼三郎君  
伊禮 肇君 川俣 清音君  
菊地養之輔君 小田 榮君

シテハ、衷心少カラズ憂慮致シテ居ル次第  
デアリマスルガ、皆様ノ御同情ニ依リマシ  
テ、其ノ職責ヲ全ウ致シタイト思ヒマス、  
宜シク御願致シマス(拍手)

理事長野 純良君 理事池田 清秋君  
理事小山田義孝君

松尾 四郎君 松浦周太郎君  
伊藤 五郎君 深澤 吉平君

北原阿智之助君 卯尾田毅太郎君  
篠原 義政君 松尾 孝之君  
山川頼三郎君 中田 儀直君  
伊東 岩男君 伊禮 肇君  
川俣 清音君 菊地養之輔君  
小田 榮君

〔年長者山川頼三郎君投票管理者ト爲ル〕

○山川投票管理者 先例ニ依リマシテ私ガ  
年長ノ故ヲ以テ投票管理者トナリ、是ヨリ

委員長及ビ理事ノ互選ヲ行ヒマス  
○松尾委員 委員長ノ互選ハ投票ヲ用ヒズ

シテ、小山邦太郎君ヲ委員長ニ御推薦致シ  
タイト思ヒマス、滿場ニ御諸リヲ願ヒマス

○山川投票管理者 松尾君ノ御意見ニ御異  
議アリマセヌカ

○松尾委員 委員長ノ互選ハ投票ヲ用ヒズ

シテ、小山邦太郎君ヲ委員長ニ御推薦致シ  
タイト思ヒマス、滿場ニ御諸リヲ願ヒマス

○山川投票管理者 松尾君ノ御意見ニ御異  
議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○山川投票管理者 御異議ナイモノト認メ  
マス、仍テ小山邦太郎君ガ委員長ニ御當選

ニナリマシタ(拍手)

〔小山邦太郎君委員長席ニ著ク〕

○小山委員長 御挨拶申上ゲマス、只今

皆様ノ御推薦ニ依リマシテ、私ガ本委員會

ノ委員長ト相成リマシタ、萬事不行届キデ

アリマシテ、此ノ重責ヲ全ウスルコトニ對

出席國務大臣左ノ如シ

右御指名致シマス(拍手)

会議

出席委員左ノ如シ

○小山委員長 引續キ會議ヲ開キマス、御

諸リ致シマス、此ノ際政府ニ對シテ參考書

ノ御請求ガアリマスルナラバ、御請求ヲ願  
ヒタイト思ヒマス

テ御提出ヲ願ヒタイ、第一ニ森林伐採跡ノ未

未

昭和十四年一月八日(水曜日)午前十時三十

一分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 小山邦太郎君

植栽地推算ヲ地方別ニ御示ヲ願ヒタイ、第三ニシテ戴キタイ、是ハ勿論事變後ノモノハ推算デナケレバナラスト思ヒマスカラ、大體ハ推算的ノモノデ宜シイノデス、ソレカラ第四ハ山林擔保貸付ノ狀況ヲ、勸業銀行、大農工銀行、普通銀行、信用組合別ニ御示ヲ願ヒマス、ソレカラ第五ハ國有林ノ官行材伐採面積、出材ノ石數竝ニ金額、伐採跡ノ植林ヲ終ツタ面積、之ヲ十箇年ニ付テ調べタモノヲ戴キタイ、之ヲ要求致シマス

○深澤委員 今同僚ガ資料ヲ要求シマシタケル生産總量ト伐採量トノ比較、之ヲ最近十箇年ニ付テ御示ヲ願ヒタイ、次ハ植林スベキ總地積ニ對スル植林事業ノ年次表、茲ニ植林獎勵諸法規ノ關係、是ハ件名ダケデゴザイマスガ、御示ヲ願ヒタイ、ソレカラ事變後北支、中支ニ對シテ木材ノ出々量及び將來ニ對スル推定見込ヲ要求致シマス

○松浦委員 國內森林面積ノ所有別面積蓄積表、公有、民有林ノ現在施業案ノ組ンデアル面積ト其ノ輪伐期ノ表、次ハ各省國有林ノ輪伐期表、同時ニ面積別表、ソレカラ施業案未編成地ノ表、各省保案林、施業地、面積等ニ關スル調査アリマスレバ、ソレカラ

民有保安林ノ面積、ソレカラ各國獨逸、瑞典、諾威、「スカンヂナビヤ」等ノ輪伐期及保安林ノ狀況、同時ニ公民有林ニ對スル金融狀況、同時ニ森林組合ノ狀況、國內ノ各所有林ノ森林收入ニ對スル植林費ノ比率ト、前記各外國ノ同比率、ソレカラ各府縣營及ビ組合營別ノ木材檢查、正量檢查、施行道府縣名、最近五箇年間輸入材ノ材種別石數表及金額表、輸出材種別加工品別ノ石數金額表、ソレカラ日滿支關係ニ於ケル最近ノ輸出入狀況、マア大體ソレ位デアリマス○山川委員 資料ト致シマシテ國有林ノ年年ノ古損木ノ才數ガ御調查ニナツテ居リマスナラバ、其ノ資料ヲ頂戴致シタイ

○松浦委員 一寸補足致シタイト思ヒマスガ、私一寸遅レテ參リマジタノデ前ニ要求ガアツタカモ知レマセヌガ、五百町歩以上ノ私有林所有スル町村林名、數……

○村上政府委員 名前ハ一寸……

○松浦委員 ソレデハ數、ソレカラ五百町歩以上デナシニ、五百町歩、七百町歩、或ハ千町歩ト區切シテ御願致シマス

○伊東委員 各月別ノ部分林ノ狀況調査アラダラウト思ヒマスガ、植栽年次別伐採期、

○小山委員 尚ホ他ニ資料ノ御請求ガアコトト致シマシテ、此ノ際農林大臣ヨリ法案ニ對スル御説明ヲ願ヒタイト思ヒマス

○櫻内國務大臣 森林法中改正法律案及ビ林業種苗法案ノ提案理由ニ付キマシテハ、本會議ニ於キマシテ其ノ大要ヲ申述ベタノデアリマスガ、尙ホ補足シテ御説明申上げタイト存ジマス

我國內地ニ於キマスル木材需給ノ趨勢ハ、近年内地產木材ニ依存スルコト漸ク多キヲ加ヘ、隨テ内地產木材ノ增産ヲ必要ト致シテ參リマシタガ、支那事變ノ勃發ニ際會致シマシテ、益、木材ノ需要ガ急激ニ増加致シマシタ反面ニ於キマシテ、外國產木材ノ輸入ヲ極力少量化止ムルコトガ必要トセラレマシタ爲ニ、增大シツツアル木材ノ需要ハ、主トシテ内地產木材ヲ以テ充足セナケレバナラヌ情勢ニ立至リ、其ノ結果トシテ内地森林、特ニ從來比較的施業ノ放漫デアリマシタニ於キマシテ過伐、早伐ノ傾向ヲ愈、深刻ナラシメテ居ル次第アリマス、民有林ニ付キマシテハ、昭和四年以來造林促進施設トシテ、毎年約三万町歩ノ無立木地造林ノ老齡過熟林分ノ木材生産力ヲ活用スルコト

ベキ出來ルノデアリマシテ、右ノ木材需給ノ趨勢ニ對應致シマシテ、内地森林ノ擔當スルコトモ、決シテ不可能デハナイト認メラレルノデアリマス、是ニ於キマシテ、民有林ニ於ケル施業ヲ集約化シ、其ノ生產力ノ最大ノ利用ヲ圖ル爲ニ、施業ノ基本的ナ技術ヲ民間ニ普及徹底セシメ、一面ニ於民間伐作業ノ獎勵、老齡過熟林分ノ整理伐ノ促進等ニ依リ、出材量ノ增加ヲ誘導シ、他面ニ於テ幼齡未熟林分ノ濫伐ヲ抑制シ、以テ森林資源ノ普遍的活用方策ヲ講ズルト共ニ、伐採跡地ノ造林ヲ厲行シ、木材需給ノ現勢ニ即應シタル合理的植伐關係ノ確立ヲ圖リマシテ、以テ森林資源ヲ培養シ、戰時經濟下ニ於ケル各種用材資材ノ供給ヲ確保シ、且ツ將來ニ於ケル森林生産ノ保續ヲ維持スルト共ニ、治山ノ基礎ヲ堅クシテ、災害ヲ防除スルコトハ、洵ニ刻下喫緊ノ要務デアルト存ズルノデアリマス、仍テ今回森林法中第二章營林ノ監督ニ關スル規定、及び第五章森林組合ニ關スル規定ヲ改正補足シテ、右ノ方策ノ實施ニ資スルコトトシタ次第デアリマスガ、改正法律案ノ主ナル内容ト致シマシテハ、第一ニ大地積ノ森林ノ所有者ハ、其ノ森林ニ付キ施業案ヲ編成シ

テ、地方長官ノ認可ヲ受ケルコトトシ、又組合ニ於テ施業案ヲ編成シ、地方長官ノ認可ヲ受ケルコトトシ居ルノデアリマシテ、右ニ依ル施業案ノ編成ノナイ森林ニ付キマシテハ、行政官廳ニ於テ、森林生産ノ保續ヲ圖ル爲、必要アル時ハ伐採方法其ノ他施業上必要ナル事項ノ指定ヲ爲シ得ルコトトシテ居ルノデアリマス

第一ニ大地積ノ森林ノ所有者 森林組合  
等ガ施業案其ノ他ニ定メラレタ、施業上ノ  
要件ニ準據セザル爲ニ、種々ノ弊害ノ生ズ  
ル虞ガアリマス場合ニハ、行政官廳ガ或ハ  
伐採ノ停止ヲ命ジ、或ハ其ノ者ニ代ツテ、  
施業上必要ナル行爲ヲ爲スコトガ出來ルコ  
ト致シテ居ルノデアリマス

第三ニ大地積ノ森林ノ所有者及ビ森林組合ニ對シテハ、治水其ノ他公益上特ニ必要アル場合ニハ、特定ノ資格ヲ有スル施業技術者ヲ置クコトヲ慇懃助成シ、以テ施業合組化ノ完璧ヲ期スルコトト致シタノデアリ

ノ四種ノ組合ヲ整理統合致シマシテ、一ハ  
共有林等ニ關シ、現ニ存立スル施業合同組  
合ノ充實ヲ圖リ、一ハ組合員ガ各、其ノ所有  
林ニ付テ行フ施業ニ關シテ、共同ノ施業案  
ヲ編成シ、之ニ基イテ各組合員ノ間ニ、施  
業ノ調整ヲ行フモノトシ、各地方ノ實情ニ  
即シテ、其ノ普及ヲ圖ルコト致シテ居ル  
ノデアリマス、尙組合員ノ出資ニ基キ、自  
己資金ヲ持チ得ル森林組合ニ付キマシテハ、  
必要ナ程度ニ於テ林產物ノ運搬、加工、  
保管、販賣ニ關スル施設、森林ノ維持又ハ  
施業ニ必要ナル資金ノ貸付、地區内森林ニ  
付キ地元森林所有者ノ創設、組合員ノ委託  
ニ依ル森林ノ施業等ノ事業ヲ行ヒ得ル能力  
ヲ明カニ規定シテ、其ノ機能ノ充實ヲ圖ル  
コトト致シタノデアリマス、尙ホ此ノ機會  
ニ於キマシテ、現行森林法第七章罰則ニ關  
スル規定ハ、舊刑法ノ特別刑法トシテ規定  
セラレテ居リマスルノデ、之ヲ現行刑法ノ  
規定ニ即應スルヤウニ、改正致スコトニナ  
ツタノデアリマス

ニ至ツテ、初メテ外部ニ顯レテ來ルモノデ  
アリマスカラ、一旦種苗ノ選擇ノ誤ツタ場合ニ  
ハ、永年ノ努力ト多額ノ經費トヲ空シク  
水泡ニ歸スルノ虞ガアリマスノデ、優良ナ  
種苗ノ使用ト云ヨコハ、造林ノ實行ニ當  
ツテ、最モ肝要ノ事項デアリマス、隨ヒ  
マシテ前述ノ如ク木材需給ノ實勢ニ鑑ミ、  
造林ノ急務デアル現下ノ時局ニ於キマシテ  
ハ、種苗ノ生産及ビ配給ニ關シ、適當ナル

施設ヲ設ズルコトガ、喫緊ノ要務ト認メラレルノデアリマス、而シテ内地ノ林業經營ニ關シ最モ重要ナル樹種デ、且ツ林業經營ノ實績ヲ確保スルト云フ見地カラ見テ、是モ力ヲ致スベキモノ、即チ杉、檜、赤松、黑松、落葉松、蝦夷松及び樅松ノ七樹種ノ種苗ニ付キ、先ヅ本法ヲ適用スルコト致シテ居ルノデアリマスガ、本法ニ依ツテ優良種苗ノ採取ニ適スル樹木、又ハ其ノ集團ヲ母樹又ハ母樹林トシテ保存シ、種苗ノ採取ヲ適切ナラシムルト共ニ、造林ニ當リ適地ノ種苗ノ原則ヲ具現セシムル爲ニ、特定ノ樹種苗ノ品質ヲ保證セシムル等ノ爲、必ナル規定ヲ設ケマシテ、森林生產ノ成果ヲ確保シ、併セテ林業經營ノ基礎ノ安定ニ資

シタイト存ズル次第アリマス

以上ガ、森林法中改正法律案及ビ林業種  
苗法案ノ内容ノ大要アリマスガ、何卒御  
審議ノ上速カニ御可決アランコトヲ希望致  
シマス

○小山委員長 此ノ際政府ニ申上ゲマス、  
先刻各委員カラ請求セラレマシタ参考資料  
ハ、出来ルダケ早ク御調製ノ上、全委員ニ  
御配布アランコトヲ願ヒマス——本日ハ此  
ノ程度ニ止メマシテ、次會ハ公報ヲ以テ御  
知ラセラ申上ゲマス、是ニテ散會致シマス

午前十一時散會